

我孫子市オープンカウンター方式による見積合せの試行に関する実施要領

(趣旨)

第1条 我孫子市（以下、「市」という。）が行う随意契約において、オープンカウンター方式による見積合せを試行する場合の取扱いについては、我孫子市財務規則（昭和62年我孫子市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、オープンカウンター方式による見積合せとは、市が見積りの相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式の見積合せをいう。

(対象案件)

第3条 我孫子市長（以下、「市長」という。）は、市が行う随意契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、オープンカウンター方式による見積合せを採用することができるものとする。

- (1) 予定価格が、規則第138条第1項に定める額以下の案件
- (2) 発注内容を履行できる者が、我孫子市競争入札参加資格者登録簿に登録がない、又は、競争性を確保する数に満たないと認められるとき
- (3) その他、市長が必要と認めるとき

(募集に係る情報の公開)

第4条 市長は、オープンカウンター方式による見積合せを実施しようとするときは、募集要項と仕様書等を市のホームページに掲載するものとする。

2 募集要項には、件名、予定価格、参加に必要な要件、提出書類、質疑回答の日時、見積書提出方法、質疑及び見積書提出先、見積書提出期限、並びに、その他募集に必要な事項を記載すること。

3 仕様書等は、見積合せの参加者が見積額を算出することができる資料とすること。必要があるときは、仕様書に図面、又は、設計書等を添える、又は、見本品等を貸与すること。

(参加資格等)

第5条 参加に必要な条件は、次のとおりとする。また、必要に応じ案件ごとに必要な条件を追加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- (2) 募集の日から見積合せの日までの間、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第8号）に基づく指名停止の措置又は我孫子市建設工

事等暴力団対策措置要綱（平成 12 年訓令第 11 号）に基づく指名除外措置を受けていないこと。

- (3) 見積合せの日前 6 月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から 2 年を経過していること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (6) 募集の日から過去 3 か月以内に我孫子市から契約解除をされていないこと。
- (7) 役員等（参加者が個人である場合にはその者と、参加者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者でないこと。

（質疑回答）

第 6 条 質疑は、第 4 条に規定する募集要項に示された手続きにより質問書（様式第 2 号）を用いて行うこと。

2 質疑の回答は、第 4 条に規定する募集要項に示された期日までに市のホームページに掲載するものとする。

（見積書の提出）

第 7 条 見積書の提出方法、提出先、及び、提出期限については、第 4 条に規定する募集要項のとおりとする。

2 見積書は、誓約書（様式第 1 号）を添えて封筒に入れ封かんし、その封皮に件名、氏名（法人の場合は、その商号又は名称）、及び、「見積書在中」と記載すること。また、募集要項において見積書に添付することを示されたものがあるときは、見積書に同封して提出するものとする。

3 見積書は、郵便等の送付により提出すること。ただし、我孫子市内に本店又は営業拠点を有する者（契約する権限を有する者に限る。）は、持参により提出することができる。

4 見積書は、提出期限内に発注課に必着とする。送付の場合においても、郵便事情等の見積合せ参加者の責によらないものであっても、発注者の責によるものを除き、提出期限内に到着しない場合は、その見積書を無効とする。

5 提出した見積書の書換え、引換え、又は、開封後の撤回をすることはできない。

（見積の無効）

第8条 オープンカウンター方式による見積合せにおける見積の無効については、規則第130条の規定を準用する。この場合において、同条中「一般競争入札書」及び「入札書」とあるのは、「見積書」と、「入札者」とあるのは、「見積合せ参加者」と読み替えるものとする。また、同条中これら以外に「入札」とあるのは、「見積合せ」と読み替えるものとする。

(契約の相手方の決定)

第9条 有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格見積者」という。）を、契約の相手方として決定する。ただし、最低価格見積者が2者以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定する。この場合において、最低価格見積者のうち、くじに参加しない者がいるときは、その者に代わり市の当該案件に携わらない職員にくじを引かせるものとする。

(見積結果の公表)

第10条 市長は、前条の規定により契約の相手方を決定したときは、次の各号に掲げる事項をホームページへ掲載その他の方法により公表するものとする。

- (1) 件名
- (2) 見積合せ実施日
- (3) 予定価格
- (4) 見積合せの参加者の名称及び見積金額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(異議の申立て)

第11条 見積合せ参加者は見積書提出後、この要領又は仕様書等について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則（平成28年5月18日総務第142号部長決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

様式第1号

誓 約 書

年 月 日

我 孫 子 市 長 あて

住 所

商号又は名称

印

代表者氏名

印

代理人氏名

印

件名：

上記件名の見積合せに際し、次の事項について誓約します。誓約した事項について、事実と異なる場合、又は、遂行できない場合は、見積合せの結果の無効及び契約の解除について異議を申し立てません。

1. 結託等による見積合せの公正を害するような行為をしないこと
2. 本案件の募集要項に定める参加に必要な要件を満たしていること
3. 我孫子市オープンカウンター方式による見積合せの試行に関する実施要領、本案件の募集要項、並びに、仕様書等を熟読のうえ、遵守すること

質 問 書

事業名	〇〇〇
発注課名	我孫子市役所 〇〇〇課 〇〇〇担当 FAX 04-71〇〇-〇〇〇〇
質問者	住 所 〒
	参加者名
	電話番号
	FAX
質 問 事 項	
1	
2	
3	
4	

※質問事項は、具体的かつ簡潔に記載してください。